

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

○知事指定薬物の指定の失効……………

……………（福祉保健局健康安全部業務課）…

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…

告示（選）

○東京都議会議員選挙における選挙の効力に関する

異議申出についての決定……………三

公告

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………

……………（水道局）…〇

告示

●東京都告示第千三百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条
第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年九月七日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

江東区東京都計画事業有明北土地
区画整理事業仮換地符号有 一 一 月十八日

七、有 一 一 十二、有 一 三 一九、

有 一 三 一 十四、有 一 三 一 十七、

有 二 一 一 二百三及び保 一 一 一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千三百七十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都
条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定
薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規
定により告示する。

平成二十九年九月七日

東京都知事 小池百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一 (五)フルオロベンチル) 一 N一フェ

ニル一H一インドール一三一カルボキサミ

ド及びその塩類（通称名L T I一七〇一）

(二) 化学名 二 (二)フルオロフェニル) 一 二 (メ

チルアミノ) シクロヘキサニール一オン及び

その塩類（通称名二 F l u o r o d e s c

h l o r o k e t a m i n e、二 F D C

K)

(三) 化学名 三 (エチル一ニ) (三)フルオロフェニ

ル) モルフォリン及びその塩類（通称名三 F

一 Ph en e t r a z i n e、三 F P E)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有
効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項に
規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医
療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二
十九年厚生労働省令第九十一号）の施行により、医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第五項
に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため。

三 失効年月日

平成二十九年九月八日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

●東京都告示第千三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月七日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月七日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

小川山田無

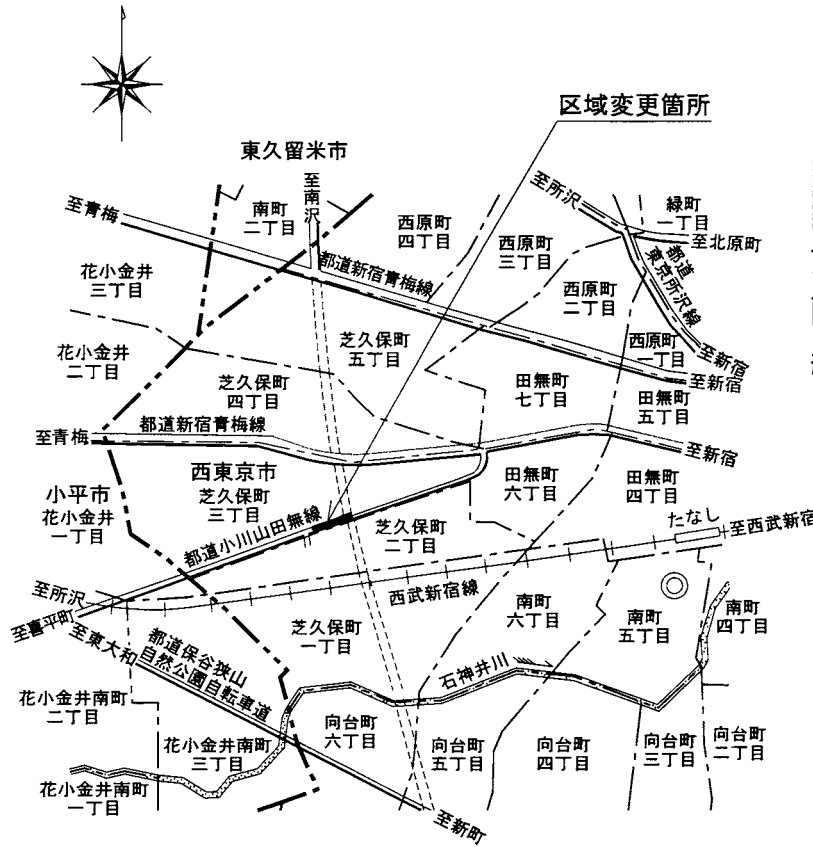
二 変更の区間

西東京市芝久保町三丁目二千十一番一
地 先から同所二千九番二地先まで

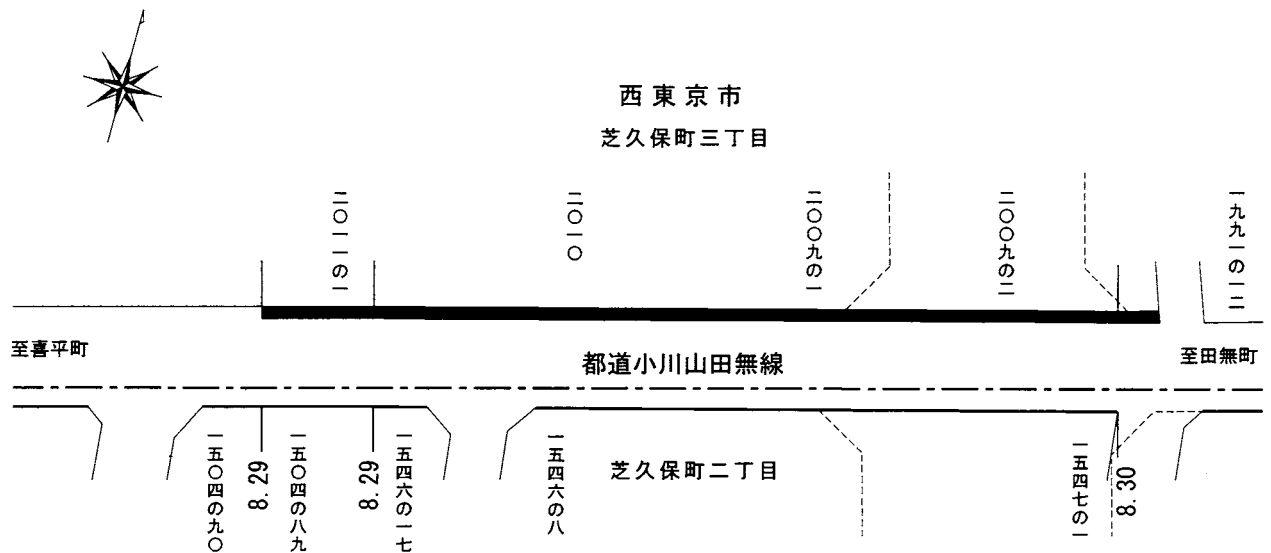
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道小川山田無線区域変更略図
西東京市芝久保町三丁目地内



計画線
 延長 七三・八〇メートル
 面積 七三・八七平方メートル
 編入区域
 市道
 都道



告 示 (選)

29選選第269号

●東京都選挙管理委員会告示第百三十号

平成二十九年七月二日執行の東京都議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

平成二十九年九月七日

東京都選挙管理委員会

決 定 書

異議申出人 小井土直樹

異議申出人(以下「申出人」という。)から平成29年7月10日に提起された、平成29年7月2日執行の東京都議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)の江東区における選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

決 定 の 理 由

第1 異議の申出の趣旨及び理由

1 異議の申出の趣旨

申出人が、次の異議の申出の理由により、本件選挙の江東区における選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

- (1) 島部選挙区を存置したことが公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第271条の規定に違反すること。

<p>平成27年国勢調査の結果（速報値）によれば、東京都の議員1人当たりの人口が10万6,407人であるのに対し、島部選挙区の議員1人当たりの人口は2万6,495人とどまり、都議会議員選挙の各選挙区の人口を議員1人当たりの人口で除して得た数値（以下「配当基数」という。）は0.249となり、0.5を大きく下回る。</p> <p>公選法第271条の規定は、同法第15条第1項から第4項までの趣旨に照らし、配当基数が0.5を著しく下回る場合には特例選挙区の設置を認めない趣旨であると解される。</p> <p>島部地域を1つの選挙区としなければならない理由はなく、例えば、千代田区選挙区と島部選挙区とを合区すれば、同選挙区における島部地域の人口の割合は約30%となり、島部に居住する都民の意思が都政に反映されないということにはならないと考える。</p> <p>東京都議会における議員1人当たりの人口の最大較差は、島部選挙区と武蔵野市選挙区との間で5.46倍となり、平成25年執行の参議院議員通常選挙における4.77倍の格差について最高裁判所が違憲状態である旨判示しているところを踏まえれば、憲法が許容している合理的な較差とはいえない。</p> <p>また、公選法第271条の規定は、高度成長期における急激な人口変化の激変緩和措置として昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区に限定して強制合区を猶予する規定と解すべきであり、現在においてはその合理性は失われたというべきであり、憲法第14条第1項、第92条及び第93条に違反する。</p> <p>(2) 公選法第15条第8項ただし書の「特段の事情」がないにもかかわらず人口に比例した定数配分を行っていないこと。</p> <p>ア 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号。以下「本件条例」という。）</p>	<p>の平成28年改正後の定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）は、新宿区、墨田区、大田区及び杉並区の各選挙区で人口比例定数より1人多く、江東区、世田谷区、練馬区及び江戸川区の各選挙区で人口比例定数より1人少なく配分している。</p> <p>イ 平成27年1月15日最高裁判所判決は、都議会の定数配分を定めるに当たっての地域に特有の事情として、都市の中心部における常住人口を大幅に上回る昼間人口の増加に対応すべき行政需要等を考慮して地域間の均衡を図る観点から人口比例の原則に修正を加えることができることとしたものと解されることなどからすると、本件条例においても、昭和44年当時、上記のような事情があるとの評価を前提として、公選法第15条第8項ただし書を適用して各選挙区に対する定数の配分が定められたものと解されるとしている。</p> <p>ウ しかし、平成22年国勢調査の結果によれば、昼間人口と各選挙区の定数配分との間に一貫性はなく、人口比例定数と条例による定数との逆転が6通り残されており、長年にわたって定数の見直しが行われていない状況について、その合理性を肯定することはできない。</p> <p>したがって、公選法第15条第8項に違反する本件定数配分規定の下で行われた本件選挙は無効である。</p> <p>(3) 選挙の結果に異動を生じるおそれがあること。</p> <p>選挙区の設定及び定数配分について選挙の規定に違反がある以上、その違法は選挙の結果に異動を生じさせるものというべきであるから、本件選挙は無効であり、申出人の選挙区である江東区選挙区における選挙を無効とすることを求める。</p>
<p>第2 決定の理由</p> <p>当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを</p>	

受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

1 認定事実

(1) 都議会は、平成13年7月3日、本件条例の定数を128から127(渋谷区選挙区の定数を3から2とする。)とする一部改正を行い、平成13年3月15日、定数を2増2減する内容の一部改正を行った。

(2) 平成24年6月19日、都議会のあり方検討会は、都議会議員の定数是正を含めて、検討結果の第一次報告を行った。その概要は以下のとおりであった。

ア 総定数について

前回、定数を是正した平成13年から東京都全体で約110万人の人口増加があり、議員1人当たりの人口の全国平均を基に都議定数を試算すると281人となるが、現在の社会経済状況等を踏まえて、現行の127人を維持すべきである。

イ 選挙区について

千代田区、島部の両区とも見直す状況には至っていないことから、引き続き特例選挙区として存置するべきである。

ウ 各選挙区の定数配分について

平成13年定数は正時との定数較差の最大値の比較では、1.97から1.92に改善され、2倍以内に収まっていることから、選挙区別定数配分については現行どおりとすべきである。

(3) 平成13年改正の本件条例に基づき、平成25年6月24日に執行された東京都議会議員選挙時の概要は以下のとおりであった。

ア 特例選挙区である千代田区選挙区の配当基数は0.455、島部選挙区の配当基数は0.268である。

イ 本件条例に基づく定数配分(以下「条例定数」という。)が人口比例配分に基づく定数配分(以下「人口比例定数」という。)より上回る選挙区

が7選挙区、下回る選挙区が6選挙区であり、2人以上の定数差があるのは江戸川区の1選挙区のみである。

ウ 議員1人当たりの人口の較差(特例選挙区を除く。)は、最少の中野区選挙区78,688人に対して、最大の北多摩第3選挙区151,172人で1.92倍となる。

同様に、人口較差を特例選挙区である島部選挙区27,815人と比較すると、最大の北多摩第3選挙区151,172人とは5.43倍の較差となる。

エ 人口が少ない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は12通りある。

(4) 平成25年執行の東京都議会議員選挙における選挙の効力に関する訴訟において、最高裁判所は「本件選挙当時における投票価値の較差が、東京都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達している」ということはできず、また、本件条例における定数配分規定の趣旨やその改正経緯等に照らせば、平成13年条例改正の当時において公職選挙法15条8項ただし書にいう特別の事情があるとの評価がそれ自体として合理性を欠いていたとはいえず、本件選挙当時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたともいえないから、本件選挙の施行前に本件条例の定数配分規定を改正しなかったことが同議会の合理的裁量の限界を超えるものということはできない」として、本件条例の定数配分規定について適法と判断した(最高裁判所第1小法廷平成27年1月15日判決)。

(5) 都議会は、平成28年6月15日、本件条例を一部改正し、定数が2増2減されたほか、それまで特例選挙区であった千代田区選挙区が要件を満たさなくなったことから、特例選挙区の対象から外された。

(6) 本件選挙の基礎となる、平成27年実施の国勢調査の結果(確定値)に基づき

つく都議会議員選挙区別議員1人当たりの人口及び較差は、別紙資料のとおりであり、本件選挙時の概要は以下のとおりである。

ア 特例選挙区である島部選挙区の配当基数は0.249である。

イ 条例定数が人口比例定数より上回る選挙区が4選挙区、下回る選挙区が4選挙区であり、2人以上の定数差がある選挙区はない。

ウ 議員1人当たりの人口の較差は、最少の千代田区選挙区58,406人に対して、最大の武蔵野市選挙区144,730人で2.48倍となる

エ 人口が少ない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は6通りある。

2 申出人の主張に対する当委員会の判断

(1) 島部選挙区を特例選挙区とすることの適法性について

ア 公選法第271条は、「昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第15条第2項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。」として、特例選挙区を置くことを認めている。

本項の立法趣旨は、いわゆる高度経済成長下において社会の急激な工業化、産業化に伴い農村部から都市部への人口の急激な変動が現れ始めた状況に対応したものとみられるが、都道府県議会議員の選挙区制については、歴史的に形成され存在してきた地域的まとまりを尊重し、その意向を都道府県政に反映させる方が長期的展望に立った均衡のとれた行政施策を行うために必要であり、そのための地域代表を確保する必要があるという趣旨を含むものと解されるとされている(最高裁判所平成元年12月18日判決・民集43巻12号2139頁)。

これら公選法の趣旨は、近年の人口と行政需要との間に不整合が生じていることにも着目して、議員の定数配分を人口比例で機械的に行うのではなく、地域の特殊性に応じた均衡のとれた地域代表を議会の裁量により確保することを認めるものである。

以上からするならば、公選法の趣旨は、住民代表で構成される議会に地方自治の本旨にのっとり、地域の特殊事情を考慮することを認め、機械的な人口比例原則の適用を緩和して地域間の均衡を図りつつ、執行機関である長と議決機関である議会が住民を直接代表する二元的代表制の原則にのっとりた公正かつ効果的な代表の効果を発揮できるように、選挙制度を構成することを認めているというべきである。

特例選挙区の設置が適法であるかについては、客観的な基準が定められていないから、公選法第271条の規定の趣旨に照らして、都道府県の行政施策の遂行上地域代表を確保する必要性の有無・程度、隣接の市又は町村との合区の困難性の有無・程度等を総合判断して決することにならざるを得ないものである。

それには都道府県の実情を考慮し、都道府県全体の調和ある発展を図るなどの観点からする政策的判断をも必要とすることが明らかであり、特例選挙区の設置を適法なものとして是認できるかは、都道府県議会の判断が裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるものである。

そして、都道府県議会の議員の選挙区に関して公選法第15条第1項から第3項までの規定から、同法第271条は、配当基数が0.5を著しく下回る場合には、特例選挙区の設置を認めない趣旨であると解されるから、このような場合には、特例選挙区の設置についての都道府県議会の判断は、合理的裁量の限界を超えているものと推定するのが相当であるとされるところである(最高裁判所第2小法廷平成11年1月22日判決・集民

191号219頁、最高裁判所第2小法廷平成7年3月24日判決・集民174号877頁、最高裁判所第3小法廷平成3年4月23日判決・民集45巻4号354頁)。

イ これを本件についてみると、昭和44年法律第2号による改正により、都道府県の議会の議員の定数について定める当時の地方自治法第90条に第2項の規定が新設されて都議会における定数の上限が引き上げられるとともに、時の公選法第15条第7項ただし書の規定が新設されたことなどに伴い、昭和44年条例第55号として本件条例が制定され、島部選挙区は、本件条例の制定当時から公選法第271条第2項(現第271条)に基づき特例選挙区として設けられ、以降、平成28年条例改正に至るまでのいずれの改正においても、特例選挙区として存置されている。

これは、昭和44年当時において、島部選挙区が、本土と離れた島部地域の地理的な特殊性等を考慮して特例選挙区として設けられたものであり、その地理的特殊性は現在に至るまで継続しており、平成23年9月に都議会の改革に関する事項等を調査・検討するために設置された都議会あり方検討会が平成24年6月に報告した第一次報告においても、島部選挙区を特例選挙区として存置することについては、見直す状況には至っていないと報告しているところである。

本件選挙時における島部選挙区の配当基数は0.249であり、公選法第271条に規定する配当基数0.5とは相当の乖離があるが、以上のとおり、島部選挙区を特例選挙区として設けているのは、本土と離れた島部地域の実情を考慮し、島部の住民の意見を都政に反映させるためのもので認められる。よって、この都議会の判断は、都議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱しているとはいえず、その合理的な行使として是認されるべきものである。

なお、島部選挙区を特例選挙区としていることについては、これまでの

都議会議員選挙に係る選挙訴訟においても、適法と判断されているところである(東京高等裁判所平成25年12月25日判決)。

したがって、この点についての申出人の主張は理由がない。

ウ なお、申出人は、そもそも公選法第271条の規定が、高度経済成長期における急激な人口変化の激変緩和措置として設けられたものであり、制定から50年以上経過した現在においてはその合理性は失われたとして、憲法第14条第1項、第92条及び第93条に違反する旨主張する。

しかし、前述アで述べたとおり、公選法第271条の趣旨は、住民代表で構成される議会に地方自治の本旨にのっとり、地域の特殊事情を考慮することを認め、機械的な人口比例原則の適用を緩和して地域間の均衡を図りつつ、執行機関である長と議決機関である議会が住民を直接代表する二元的代表制の原則に則った公正かつ効果的な代表の効果を發揮できるように、選挙制度を構成することを認めるものであり、現在においても充分な合理性を有する規定とすべきであるから、憲法第14条第1項、第92条及び第93条に違反するものとは認められない。

したがって、この点についての申出人の主張は、申出人独自の見解に過ぎず理由がない。

(2) 本件選挙における議員定数配分の適否について

ア 都道府県議会の議員の選挙に関し、都道府県の住民が、その選挙権の内容、投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは憲法の要求するところであると解すべきであり、公選法第15条第8項は、憲法の要請を受け、都道府県議会の議員の定数配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解される。

もつとも、都道府県議会の議員の定数、選挙区及び選挙区への定数配分に関する法の定めからすれば、同じ定数1を配分された選挙区の中で、配

当基数が0.5をわずかに上回る選挙区と配当基数が1をかなり上回る選挙区とを比較した場合には、右選挙区間における議員1人に対する人口の較差が1対3を超える場合も生じ得る。

特例選挙区を含めて比較したときには、較差が更に大きくなることは避けられないところである。また、公選法第15条第8項ただし書は、特別の事情があるときは、各選挙区において選挙すべき議員の数を、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとしているところ、同ただし書の規定を適用していかなる事情の存するときに修正を加え得るか、また、どの程度の修正を加え得るかにについて客観的基準は置かれていない。

したがって、定数配分規定が公選法第15条第8項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、選挙制度の下における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。しかし、定数配分規定の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に不平等が存し、あるいはその後の人口の変動により右不平等が生じ、それが都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしん酌してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、この不平等は、もはや都道府県議会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、公選法第15条第8項違反と判断されるものである（最高裁判所大法廷昭和51年4月14日判決・民集30巻3号223頁、同大法廷昭和58年11月7日判決・民集37巻9号1243頁、同大法廷昭和60年7月17日判決・民集39巻5号1100頁、最高裁判所第1小法廷平成27年1月15日判決・集民249号1頁、最高裁判所第2小法廷平成7年3月24日判決・集民174号877頁、最高裁判所第3小法廷平成3年

4月23日判決・民集45巻4号354頁）。

イ これを、本件選挙における議員定数配分についてみると、本件選挙当時においては、条例定数と人口比例定数とが不一致の選挙区が8選挙区、特例選挙区を除いたその他の選挙区間における議員1人に対する人口の最大較差は千代田区選挙区の1対武蔵野市選挙区の2.48、いわゆる逆転現象が6通りであるが、条例定数と人口比例定数との不一致、千代田区選挙区を1とした場合の人口較差及び逆転現象のいずれも、平成25年執行東京都議会議員選挙に比べて減少していることが認められる（平成25年執行東京都議会議員選挙時においては、条例定数と人口比例定数とが不一致の選挙区が13選挙区（うち1選挙区は定数差が2人）、特例選挙区である千代田区とその他の選挙区間における最大較差1対3.21、逆転現象12通り）。

平成25年執行東京都議会議員選挙における定数配分規定については、平成27年1月15日の最高裁判所判決において、都議会の裁量権の合理的行使として適法と判断されているところである。

また、本件定数配分規定は、平成25年執行東京都議会議員選挙の後、平成28年条例改正により人口較差及び逆転現象の改善が図られたものであることを考慮すると、都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしん酌してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえないと認められ、都議会に与えられた裁量権の行使として許容できるといふべきである。

したがって、この点についての申出人の主張には理由がない。

(3) 申出人は、選挙区の設定及び定数配分について選挙の規定に違反があるとして、その違反は選挙の結果に異動を生じさせる旨主張する。

しかし、以上のとおり、本件定数配分規定は都議会の裁量権の合理的な行使として認められる。

したがって、この点についての申出人の主張は理由がない。

第3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当する事実
は認められない。

よって、本件異議の申出については、本件選挙を無効とすべき理由もないから、
公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第6
8号)第45条第2項の規定により、棄却することとし、当委員会は、主文のと
おり決定する。

平成29年8月9日

東京都選挙管理委員会
委員長 宮崎 章

(別紙) 資料

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告
として、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日
から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(資料)

新議会議員選挙区別議員1人当たりの人口及び較差

(平成27年10月1日国勢調査人口推定値)

選挙区 (区域)	平成27年 国勢調査人口 (推定値)	配当議数 (127×A±補正人口) B	比例配分に 基づく定数 C	条約定数 D	比例配分 定数の差 D-C	議員1人当たりの人口		較差
						A±D	対千代田区	
総数	13,515,971	127	127	127		108,419		1.82
区	9,212,740	87,134	87	87		108,533		1.82
市	4,210,040	38,617	39	39		108,104		1.83
町	26,851	243	1	1		26,851		0.45
市	58,406	0,549	1	1		58,406		1.00
区	14,113	1,27	1	1		14,113		2.42
区	23,653	2,05	2	2		11,753		2.06
区	359,342	2,65	2	2	1	61,526		2.02
区	198,072	1,86	2	2		108,812		1.88
区	259,274	1,97	2	2		99,037		1.70
区	498,106	2,408	2	3	1	85,925		1.46
区	468,179	4,681	5	4	1	124,827		2.13
区	386,855	3,635	3	4	1	96,714		1.66
区	277,822	2,609	3	4	1	92,441		1.58
区	717,082	6,738	7	8	1	89,535		1.53
区	603,346	8,489	9	8	1	112,918		1.93
区	224,533	2,110	2	2		112,267		1.92
区	328,215	3,084	3	3		109,405		1.87
区	583,957	5,300	5	6	1	97,000		1.61
区	291,167	2,736	3	3		94,056		1.66
区	341,076	3,205	3	3		113,692		1.95
区	212,264	1,995	2	2		106,132		1.82
区	561,916	5,280	5	5		112,388		1.92
区	724,722	6,782	7	6	1	120,287		2.06
区	670,122	6,297	6	6		111,687		1.91
区	442,813	4,182	4	4		110,728		1.90
区	681,288	6,402	6	5	1	136,260		2.33
区	577,513	5,427	5	5		115,503		1.98
区	176,295	1,657	2	2		88,148		1.51
区	144,730	1,380	1	1		144,730		2.48
区	186,936	1,757	2	2		93,468		1.60
区	137,881	1,281	1	1		137,881		2.35
区	280,274	2,448	2	2		130,137		2.23
区	111,539	1,048	1	1		111,539		1.81
区	432,346	4,003	4	4		108,097		1.89
区	121,396	1,14	1	1		121,396		2.05
区	190,033	1,76	2	2		95,472		1.59
区	200,033	1,92	2	2		100,006		1.71
区	253,516	2,82	2	2		126,756		2.17
区	58,335	0,54	1	1		58,335		1.50
区	55,833	0,52	1	1		55,833		1.50
区	80,564	0,76	1	1		80,564		1.51
区	33,445	0,31	1	1		33,445		1.52
区	17,446	0,16	1	1		17,446		1.53
区	2,209	0,02	1	1		2,209		1.54
区	5,234	0,04	1	1		5,234		1.55
区	234,267	2,201	2	2		117,134		2.01
区	146,831	1,378	1	1		146,831		2.01
区	87,838	0,82	1	1		87,838		2.01
区	306,342	2,879	3	3		102,114		1.75
区	149,856	1,409	1	1		149,856		1.75
区	85,157	0,80	1	1		85,157		1.75
区	71,229	0,68	1	1		71,229		1.75
区	186,937	1,845	2	2		98,199		1.88
区	122,742	1,15	1	1		122,742		1.88
区	73,655	0,69	1	1		73,655		1.88
区	309,310	2,907	3	3		103,103		1.77
区	229,061	2,132	2	2		114,530		1.77
区	80,249	0,73	1	1		80,249		1.77
区	191,496	1,79	2	2		95,748		1.64
区	74,664	0,70	1	1		74,664		1.64
区	116,832	1,03	1	1		116,832		1.64
区	26,491	0,24	1	1		26,491		0.45
区	7,894	0,07	1	1		7,894		0.45
区	337	0,00	1	1		337		0.45
区	2,749	0,02	1	1		2,749		0.45
区	1,481	0,01	1	1		1,481		0.45
区	2,482	0,02	1	1		2,482		0.45
区	395	0,00	1	1		395		0.45
区	7,813	0,07	1	1		7,813		0.45
区	1,78	0,00	1	1		1,78		0.45
区	3,022	0,02	1	1		3,022		0.45

注) 1 総定数及び選挙区は現行条例による。特別区の配当議数に基づく定数は公職選挙法第206条第2項を適用している。
2 較差は千分率で示している。

公 告

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年九月七日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

七四六 有限会社 森田 義明 渋谷区千駄ヶ谷一丁目十三番十五号 平成二十九年六月三十日

二五一四 有限会社 渡辺 一郎 小金井市町二丁目十四番二十三号 同日

八九五二 株式会社 佐藤 信久 新潟県新潟市中央区下所島二丁目十七番三号 同日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

